

別添 2

令和 3 年 9 月 10 日掲載
令和 3 年 10 月 6 日再掲
令和 3 年 10 月 26 日更新

入帰国者への健康観察フォローアップ対応についてよくある質問

平素より入帰国者への健康観察フォローアップにご対応いただきありがとうございます。先日、お知らせいたしました「入国者等に対する健康フォローアップの実施に当たっての留意点」（令和 3 年 7 月 7 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に対して、各自治体（保健所）から頂いたご質問を「よくある質問」に取りまとめました。ご参考にしていただけますと幸いです。

また、濃厚接触候補者及び有症状者に関する管轄自治体（保健所）と入国者健康確認センター（以下「センター」という。）との連携方法及び入帰国者への対応方法についても再度留意点をまとめましたので、併せてご参照下さい。

1. よくある質問について

別添 1 「入帰国者への健康観察フォローアップ対応よくある質問」をご参照下さい。

2. 濃厚接触候補者（濃厚接触の可能性のある方）について

厚生労働省新型コロナ感染症対策推進本部国際班より濃厚接触の可能性のある入帰国者のリストを受領されたら、疫学調査の実施をお願いいたします。疫学調査実施後は以下の要領でセンターへの連絡及び健康観察フォローアップ等の対応をお願いします。入帰国者本人へもセンターより濃厚接触の可能性がある旨を通知しております。そのため、センターからの連絡よりも先に本人から管轄自治体（保健所）へ連絡が入る場合もあるかと思いますが、その場合にも以下の要領でご対応の程よろしくお願ひいたします。

なお、当該入帰国者が検疫所の指定する宿泊施設にて待機している場合は、施設退所後に各自治体（保健所）よりご連絡ください。

* 別添 2 「濃厚接触候補者自治体連携フロー」をご参照ください。

(1) 疫学調査の結果、当該入帰国者が濃厚接触者と特定された場合には、検査の実施に向け、とりわけ積極的にご対応をお願いします。

(2) 濃厚接触者について、検査結果が陽性の場合は、センターへご連絡ください。その連絡後から、健康観察の実施主体は管轄自治体（保健所）のみとなります。センターによるフォローアップは終了します。

- (3) 一方、濃厚接触者で、検査結果が陰性の場合は、センターへの連絡は不要です。健康観察については、管轄自治体（保健所）にて実施していただきます。ただし、センターからはアプリ（My SOS）を通じて健康状態の報告を入帰国者本人へ依頼しています。その結果は帰国者フォローアップシステム上で管轄自治体（保健所）でもご確認いただけますので健康観察においてご活用ください。位置情報や居所の確認はセンターが引き続き実施いたします。
- (4) 疫学調査の結果、濃厚接触者と特定されなかった場合には、センターへご連絡ください。この場合、健康フォローアップの実施主体は引き続きセンターとなりますので、管轄自治体（保健所）による健康観察は不要です。

3. 有症状者について

入帰国者本人もしくは入国者健康確認センター（以下、センター）より有症状である旨メールにて連絡が来ます。入帰国者本人が申告した居住地の自治体（保健所）が管轄となっておりますが、場合によっては滞在地が居住地とは異なることがあります。その場合は、自治体（保健所）間で情報連携をしていただきますようお願いします。

居住地（滞在地と居住地が異なる場合は滞在地）を管轄する自治体（保健所）において、以下の要領でセンターへの連絡及び健康観察フォローアップ等の対応をお願いします。

*別添3「有症状者自治体連携フロー図」をご参照ください。

- (1) 当該入帰国者へ連絡し、検査の実施に向け、とりわけ積極的にご対応下さい。
- (2) 検査結果及び健康観察を管轄保健所にて開始した旨をセンターへご連絡下さい。
- (3) 検査結果如何にかわらず、健康観察の実施主体は管轄保健所となります。センターからはアプリにて健康状態の報告を入国者本人へ依頼しています。その結果については、帰国者フォローアップシステム上で管轄自治体（保健所）でもご確認いただけますのでご活用ください。

*管轄自治体（保健所）とセンターの健康フォローアップに関する分担については、別紙をご参照ください。

別紙

自治体連携フォローアップ分担

	センターへの連絡	健康観察		
		保健所健康観察 (*1)	センター健康観察	センター健康観察回答依頼(*3)
陽性者	要	○	×	×
濃厚接触者 (PCR 陰性)	不要	○	×	○
濃厚接触者 不特定	要	×	○ (*2)	○
有症状者	要	○	×	○

*1 アプリ（MySOS）による健康状態報告回答結果を帰国者フォローアップシステム上で保健所が確認し経過を観察することも可能

*2 回答結果をセンターが確認し、有症状となれば自治体へ連携

*3 アプリ（MySOS）で健康状態報告依頼通知を入帰国者へ送付

※入国者健康確認センターでは、一般の入帰国者については、アプリ（MySOS）を通じて、上記の表にある健康観察に加えて、位置情報確認（プッシュ通知）、居所確認（ビデオ通話）を実施しています。

(担当)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班

電話：03(5253)1111 (内線：8077, 8230)

別添1 入帰国者への健康観察フォローアップ対応よくある質問

番号	カテゴリー	質問	回答
1	帰国者 FU システム	帰国者フォローアップシステムは、いずれの自治体(保健所)で閲覧可能なのか。	都道府県・保健所設置市・特別区及び各保健所に利用者 ID が割り振られており、それぞれ付与された権限により閲覧・編集可能な範囲が異なります（例えば、都道府県本庁では域内全ての保健所で担当する入帰国者情報の閲覧・編集可能ですが、保健所では、担当する入帰国者以外の情報は閲覧・編集できません）。
2	帰国者 FU システム	帰国者フォローアップシステムを利用するための利用者 ID を改めて付与してほしい。	利用者 ID・パスワードを確認したい場合は、本システムの運用を受託している、ビッグツリーテクノロジー＆コンサルティングにメールにて問い合わせをお願いします。 〈問い合わせ先〉 ビッグツリーテクノロジー＆コンサルティング メールアドレス：covid19@bigtreeetc.com
3	帰国者 FU システム	帰国者フォローアップシステムを利用して、居住地を管轄する保健所から滞在地を管轄する保健所に健康フォローアップを実施する者を切り替える（引き継ぐ）ことは可能か。	帰国者フォローアップシステム上で、健康フォローアップ実施（担当する）保健所を変更することは可能です。ただし、担当保健所を変更した（引き継いだ）場合は、併せて電話等で引き継ぎ先の自治体（保健所）にご連絡をお願いします。 移譲方法は、帰国者フォローアップシステムマニュアル p 17 「基本情報の編集」、p 19 (*2) (*3) をご確認ください。

4	帰国者 FU システム	症状を呈している旨を自治体に連絡した入帰国者については、自動的に入国者健康確認センターによる健康フォローアップ等は終了するということか。	入国者健康確認センターによる健康フォローアップ等は、入帰国者からの自治体への連絡のみをもって、終了することとはしていません。入国者健康確認センターにメールにてご一報ください。併せて質問 10 もご参照下さい。
5	帰国者 FU システム	保健所において有症状者の健康観察を開始した場合や、濃厚接触の可能性のある者が濃厚接触者か否か特定した場合、当該情報を帰国者フォローアップシステムに入力する必要があるか。	現時点では必ずしも入力は必要ではありません。疫学調査や検査の結果はメールにて入国者健康確認センターへご連絡ください。帰国者フォローアップシステムは、自治体（保健所）の業務軽減のために導入されたものです。本システムを活用して、有症状の方や濃厚接触の可能性のある方の健康観察を実施して頂くことが可能です。紙媒体で健康観察の結果を記録しているというような状況であれば、是非活用をご検討ください。なお、本システムを健康観察ツールとして必ず利用することを求めるものではありません。
6	自治体連携	入帰国者が自動的に空港周辺にホテルを借りて 14 日間滞在している場合で、濃厚接触者や有症状となった際にはどの保健所が健康観察を行うのか。	健康観察は、滞在地を管轄する保健所が実施することになっています。ただし、有症状者の場合は、入国者健康確認センターは、帰国者フォローアップシステムの閲覧・編集権限を有する居住地を管轄する自治体（保健所）に連絡します。このため、システムを閲覧・編集する権限について、居住地を管轄する自治体（保健所）から滞在地を管轄する自治体（保健所）に移譲する作業を行って頂く必要があります。 移譲方法は、帰国者フォローアップシステムマニュアル p 17 「基本情報の編集」、p 19 (*2) (*3) をご確認ください。

7	自治体連携	入帰国者が検疫所指定の宿泊施設（検疫ホテル）に滞在している間に陽性が判明し、陽性者として国が管理している療養用のホテルで療養中の間は、滞在地を管轄する保健所としてやるべきことはあるか。	検疫ホテルに滞在中の入帰国者が陽性になった場合は、滞在地及び居住地を管轄する保健所で対応いただくことはありません。
8	自治体連携	待機期間中に自治体を跨いで移動してきたという入帰国者から、移動先の保健所に連絡があった。特に症状も無く、濃厚接触者という訳でもないとのことだが、保健所として何かすべきことはあるか。	現時点では、症状が無いのであれば、他の一般の入帰国者と同じであり、入国者健康確認センターが当該入帰国者に対する健康フォローアップ等を実施します。その後、有症状となった場合には、居住地を管轄する自治体（保健所）へ本人もしくはセンターから連絡が行きます。健康観察等を実施するのは滞在地を管轄する保健所になりますので、滞在地が居住地とは異なる場合は、帰国者フォローアップシステムの閲覧・編集権限を滞在先管轄自治体（保健所）へ移譲してください。 移譲方法は、帰国者フォローアップシステムマニュアル p 17 「基本情報の編集」、p 19 (*2) (*3) をご確認ください。
9	有症状者	有症状者について入国者健康確認センターが自治体（保健所）に連絡する対象はどのように決定しているのか、基準などがあれば教えて欲しい。	入国者健康確認センターでは、発熱、発熱2日以上、風邪症状のいずれかに該当する（左記の3つの条件に1つでも該当する）入帰国者を有症状者として自治体へ連絡する対象としています。

10	有症状者	<p>センターから連絡を受けた有症状者について、その後自治体（保健所）が行わなければならぬ対応を具体的に教えていただきたい。</p> <p>有症状の方に対する PCR 検査の実施については、とりわけ積極的に御対応いただくようお願いします。ご本人（有症状の方）の希望の有無により検査実施を決定するのではなく、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、保健所からご本人へ、検査の受検に向けて積極的な調整をお願いします。</p> <p>保健所による健康観察を開始したら、入国者健康確認センターにメールにてご連絡をお願いいたします（※連絡先と連絡いただく事項は※のとおりです）。この連絡は、担当の各保健所からでも、まとめて都道府県庁からでも、いずれからの連絡でも構いません。入帰国者本人へセンターへの連絡を依頼するのではなく、管轄自治体（保健所）よりご連絡をお願いします。</p> <p>なお、入国者健康確認センターからの MySOS アプリによる健康状態の回答依頼は継続しています。回答結果は各自治体又は保健所から帰国者フォローアップシステムにて確認いただけますので、ご活用ください。ただし、健康観察等の実施主体は保健所に切り替わりますのでご留意ください。</p> <p>※別添の「有症状者自治体連携」フロー図もご参照ください。</p> <p>※連絡先と連絡して頂きたい事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連絡先：入国者健康確認センターのメールアドレス： localgov@hco.mhlw.go.jp ○連絡件名：有症状者健康観察開始（●●保健所） ○記載事項：帰国者 ID（分かれば）、パスポート番号、生年月日。ただし、個人情報保護のため氏名の記載はお控えください。
----	------	---

11	有症状者	有症状であった入帰国者の PCR 検査結果は陰性であった。今後、当該入帰国者について保健所でフォローする必要は無いと考えて良いか。	引き続き、保健所での健康観察が必要です。入帰国者が有症状となるまでは、センターでフォローしていますが、入帰国者が有症状となった時点で、健康観察等の実施主体は保健所に切り替わります。検査結果が陰性であっても、引き続き管轄保健所にて健康観察等を実施してください。なお、入国者健康確認センターからの MySOS アプリによる健康状態の回答依頼は継続しています。回答結果は各自治体又は保健所から帰国者フォローアップシステムにて確認いただけますので、ご活用ください。
----	------	---	--

12	有症状者	有症状で保健所に連携されてきた方は、待機緩和の対象になりますか。	対象外です。症状出現時の新型コロナウイルスの検査結果が陰性であって、10日目（待機緩和可能な日）に症状が消失していても、待機緩和は不可となります。14日間管轄の自治体/保健所の方で健康観察を継続してください。
----	------	----------------------------------	--

13	濃厚接触者	保健所で濃厚接触者を特定した場合、その連絡はどこに行けばよいか。	<p>濃厚接触者と特定され、かつ、検査の結果陽性となった場合は、入国者健康確認センターへメールにてご連絡ください。濃厚接触者と特定され、かつ、検査の結果陰性であった場合には、入国者健康確認センターへの連絡は不要です。濃厚接触者と特定されなかった場合にも、入国者健康確認センターへメールにてご連絡ください。入帰国者本人へセンターへの連絡を依頼するのではなく、管轄自治体（保健所）よりご連絡をお願いします。</p> <p>これらの連絡は、担当の各保健所からでも、まとめて都道府県庁からでも、いずれからの連絡でも構いません。なお、いずれの場合も新型コロナウイルス感染症対策推進本部（国際班）に対する連絡は不要です。</p> <p>※別添の「濃厚接触候補者自治体連携」フロー図もご参照ください。</p> <p>※連絡先と連絡して頂きたい事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連絡先：入国者健康確認センターのメールアドレス： localgov@hco.mhlw.go.jp ○連絡件名：濃厚接触候補者に関する連絡（●●保健所） ○記載事項：濃厚接触者と特定され、かつ、陽性であった旨又は濃厚接触者と特定されなかった旨。帰国者 ID（分かれば）、パスポート番号、生年月日。ただし、個人情報保護のため氏名の記載はお控えください。
----	-------	----------------------------------	--

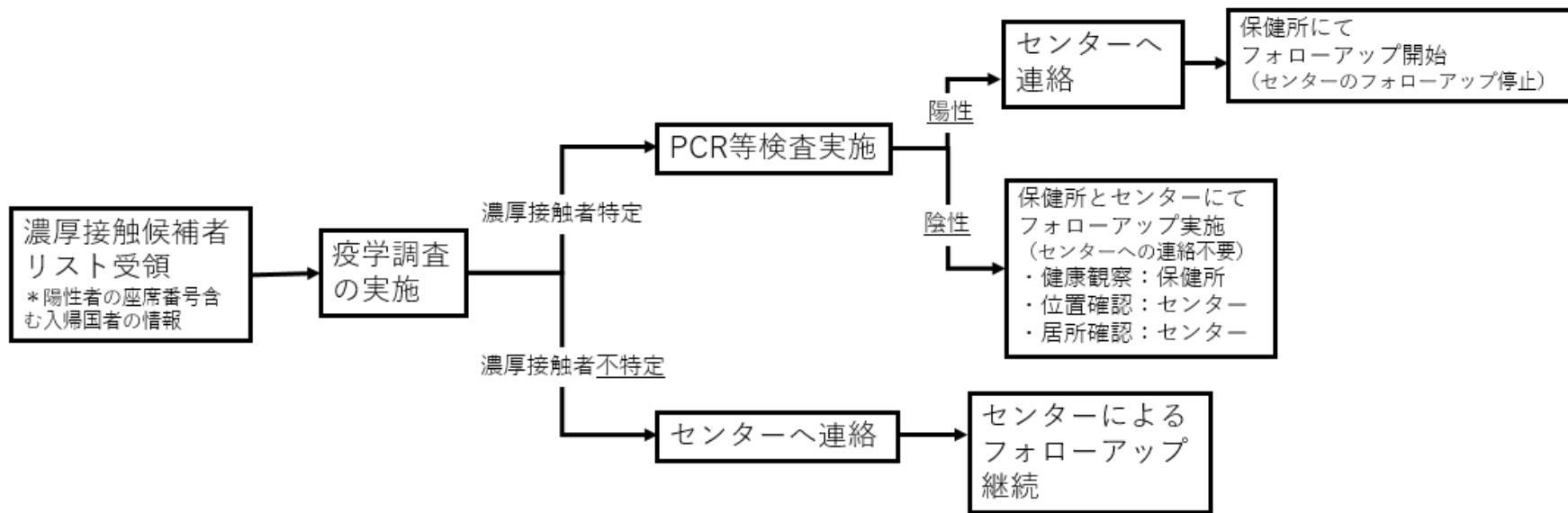
14	濃厚接触者	<p>濃厚接触の可能性のある者の範囲については、陽性が判明した入国者の座っていた座席の前後2列と認識しているが、具体的にどのような範囲と決めているのか教えて頂きたい。</p>	<p>陽性者の座っていた座席の列の前後2列を基本としています。前後2列とは、陽性者が20列の場合、18列・19列・20列・21列・22列の合計5列を言います（ただし、航空会社から得られる座席情報は予約時ものであるため、実際に着席された座席とは異なる場合があります）。</p> <p>通常、濃厚接触の可能性のある者の情報を提供する際には、新型コロナウイルス感染症対策推進本部（国際班）より、質問票に回答がある限りにおいて、次に掲げる情報を提供しています。これらの情報を踏まえて、濃厚接触者を特定して頂きたいと考えています。その際は、国立感染症研究所感染症疫学センターによる令和3年1月8日版の「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」をご参照ください。</p> <p>◎新型コロナウイルス感染症対策推進本部より提供している情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ①到着日、到着空港、便名 ②陽性者の座席番号、本人の座席番号 ③性・名、誕生日、旅券番号、国籍 ④登録先の住所、（入国後の）滞在先・行程 ⑤電話番号・メールアドレス 等
15	濃厚接触者	<p>濃厚接触者と特定された方と、それ以外の方で、健康フォローアップ等の内容や方法は変わるのであるのか。</p>	<p>濃厚接触者と特定され検査の結果陰性だった場合であっても、健康観察は引き続き保健所をお願いします。なお、入国者健康確認センターからMySOS アプリによる健康状態の回答依頼は継続しています。回答結果は各自治体又は保健所から帰国者フォローアップシステムにて確認いただけますので、ご活用ください。</p> <p>濃厚接触者と特定されなかった場合には、通常の入国者として入国者健康確認センターでフォローアップいたします。濃厚接触者でなかった旨</p>

			をセンターへご一報ください。連絡内容は質問 12 をご参照ください。
16	濃厚接触者	「①変異株に感染した者と濃厚接触の可能性のある者」と、「②変異株以外の感染者と濃厚接触の可能性のある者」との 2 パターンがあるが、①については連絡を受け取った都道府県・自治体として何か特別なことをしなければならないのか。	変異株の感染者と濃厚接触の可能性のある者と変異株以外の感染者と濃厚接触の可能性のある者とで、健康観察という観点からは対応は変わりません。ただし、変異株の感染者の濃厚接触者と特定された方については、より積極的に PCR 検査を行ったり、国立感染症研究所への検体を提出したりするなどお願いしたいと考えています。
17	濃厚接触者	居住地を管轄する保健所から滞在地を管轄する保健所に入帰国者情報を引き継ぐ際は、濃厚接触者の特定や検査実施の有無等については、どちらの保健所が判断するのか。	滞在地を管轄する保健所が、濃厚接触者の特定や検査等の実施主体になります。
18	濃厚接触者	濃厚接触の可能性のある者の滞在地を管轄する保健所と、陽性者の滞在地を管轄する保健所とが別の（一致しない）場合、前者の保健所が、後者の保健所を飛び越えて陽性者に連絡を取り、情報を得て、濃厚接触者の特定に活用することは認められるか。	保健所間で連携し対応されることについては妨げるものではありません。ただし、濃厚接触の可能性のある者の滞在地を管轄する保健所が、陽性者に関してさらに情報を得たいと考えた場合は、陽性者の滞在地を管轄する保健所に依頼し、当該保健所から陽性者本人に連絡を行い、聞き取った情報を提供していただく方がよいかと思います。陽性者の方が、2 つの別の保健所から連絡を受けることは負担になり、また、混乱されると考えられるからです。

19	濃厚接触者	濃厚接触者でも、検査結果が陰性であれば待機緩和になりますか。	濃厚接触者は待機緩和不可です。自治体/保健所におかれましては、濃厚接触候補者のリストが厚生労働省（国際班）から来ましたら、速やかに疫学調査をして頂き、濃厚接触者かどうかの特定をお願いいたします。濃厚接触者ではないという結果であれば、入国者健康確認センターへメール（localgov@hco.mhlw.go.jp）か電話（03-4329-1129）でご連絡下さい。自治体/保健所からの連絡をもって、濃厚接触者不特定とし、通常のフォローアップ、条件を満たした場合の待機期間短縮の対象といたします。不特定である場合には、 <u>入国後9日目にあたる日の18時までにその旨センターへお知らせください。</u>
----	-------	--------------------------------	--

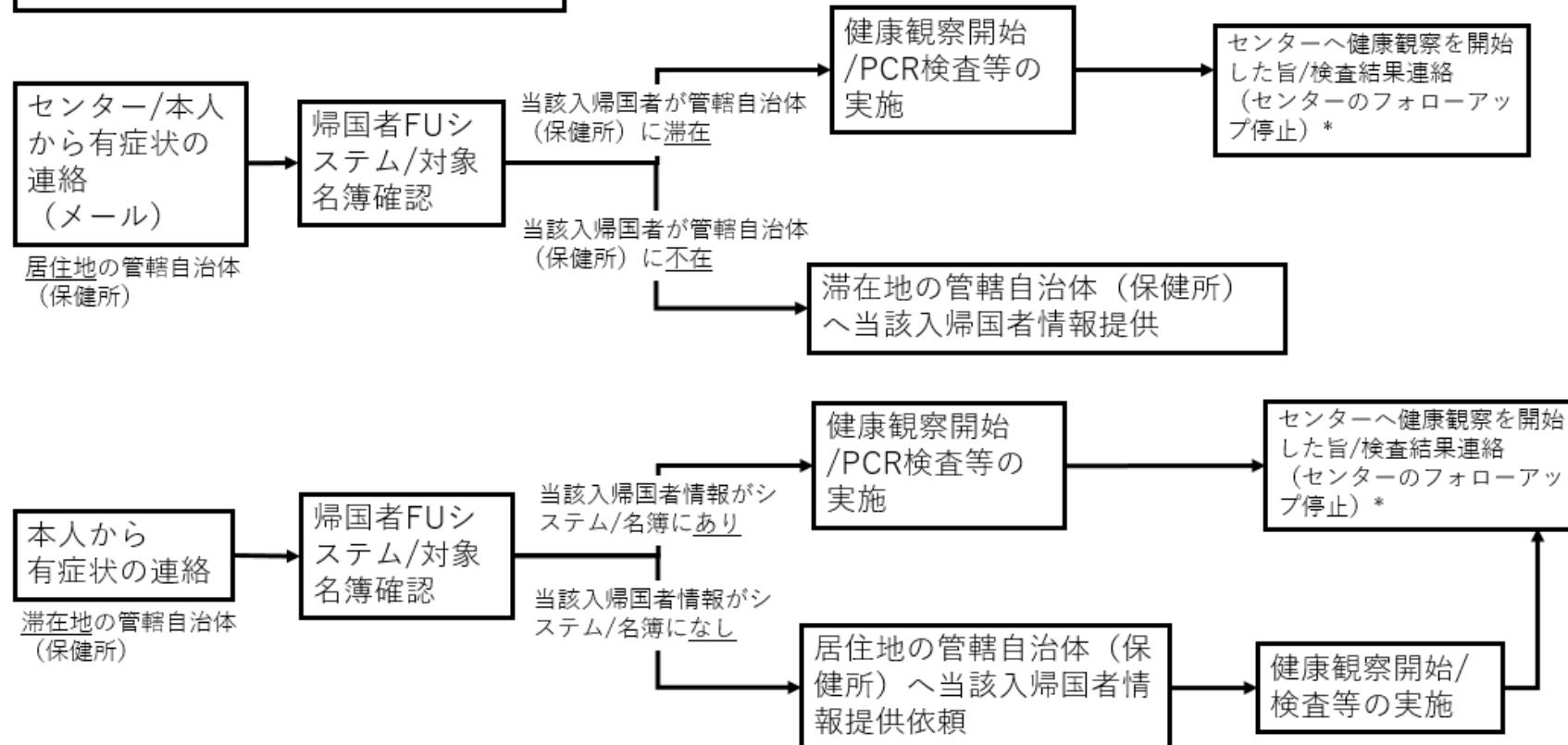
別添2：濃厚接触候補者自治体連携フロー

令和3年9月10日



別添3：有症状者自治体連携フロー

令和3年9月10日



* センターからはアプリにて健康状態の報告を入国者本人へ依頼。その結果は帰国者フォローアップシステムで管轄自治体（保健所）が確認可能。